

改正 平成26年12月25日条例第37号

南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、東日本大震災により親を亡くした遺児等に対して支援金を支給することにより、その学業や生活の経済的負担を軽減し、もって子どもたちの健全な育成及び福祉の向上に寄与すること目的とする。

(支給を受ける者の要件)

第2条 東日本大震災遺児等支援金（以下「支援金」という。）は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、毎年1月1日現在で次のいずれかに該当するもの（以下「震災遺児等」という。）に対して支給するものとする。

- (1) 平成23年3月11日に本市に住所を有する者であつて、東日本大震災により、南相馬市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年南相馬市条例第108号）に規定する災害弔慰金の支給対象となった遺族のうち、両親又はその一方を亡くしたもの
- (2) 平成23年3月11日時点で胎児であり、東日本大震災により、本市に住所を有する両親のうち、父親を亡くしたもの
- (3) 前2号に準ずる者で、市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、震災遺児等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金は支給しない。

- (1) 養子縁組により養父母を得たとき。
- (2) 父又は母が婚姻によりひとり親家庭でなくなったとき。
- (3) その他支援金の支給を受ける者として適当でないと市長が認めたとき。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(支援金の申請)

第4条 震災遺児等が、支援金の支給を受けようとするときは、申請書に支給要件の事実を証する書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、当該事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 支援金の申請は、震災遺児等を養育している保護者が行うものとする。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、支援金の支給を決定するものとする。

(支援金の支給)

第6条 支援金は、震災遺児等本人に対し支給する。

2 支援金は、東日本大震災により、両親又はその一方が亡くなった日の属する年度分から支給する。ただし、その年度が、平成22年度のときは、平成23年度分の支援金から支給する。

(支援金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた者があるときは、当該支援金をその者から返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日条例第37号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第3号を第4号とし、同項第2号の次に1号を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項、第6条第2項及び別表の規定は、平成24年1月1日から適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 新条例第2条第2項第3号の規定は、平成27年度以降の支援金支給から適用し、平成26年度までの支援金支給については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

区分	支給額
0歳～6歳（未就学児）	年額 200,000円
7歳～15歳（小・中学生）	年額 300,000円
16歳～18歳（学生等）	年額 400,000円

備考 年齢は、支給日の属する年の3月31日における満年齢とする。